

区分	手数料の額_R8.4.1改定	
飲食店営業	1件につき 16,100 円	(更新の場合は 12,800 円)
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1件につき 9,700 円	(更新の場合は 7,700 円)
食肉販売業	1件につき 9,700 円	(更新の場合は 7,700 円)
魚介類販売業	1件につき 9,700 円	(更新の場合は 7,700 円)
魚介類競り売り営業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
集乳業	1件につき 9,700 円	(更新の場合は 7,700 円)
乳処理業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
特別牛乳搾取処理業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
食肉処理業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
食品の放射線照射業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
菓子製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
アイスクリーム類製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
乳製品製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
清涼飲料水製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
食肉製品製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
水産製品製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
氷雪製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
液卵製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
食用油脂製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
みそ又はしょうゆ製造業	1件につき 16,100 円	(更新の場合は 12,800 円)
酒類製造業	1件につき 16,100 円	(更新の場合は 12,800 円)
豆腐製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
納豆製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
麺類製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
そうざい製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
複合型そうざい製造業	1件につき 30,000 円	(更新の場合は 24,000 円)
冷凍食品製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
複合型冷凍食品製造業	1件につき 30,000 円	(更新の場合は 24,000 円)
漬物製造業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
密封包装食品製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)
食品の小分け業	1件につき 14,100 円	(更新の場合は 11,200 円)
添加物製造業	1件につき 21,100 円	(更新の場合は 16,800 円)

※下線は、令和8年4月1日に改定があった額

※令和3年6月1日以降、初めて更新手続きを行う許可にあっては、「新規」の手数料が必要です。